

# 大阪府公共工事等不当介入対応要領

## 1 目 的

この要領は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴排条例」という。）第12条の規定の趣旨に基づき、公共工事等において、暴力団を利することのないよう、当該契約の相手方及びその下請負人等（以下「受注者等」という。）が不当介入を受けたときの対応について定めるものとする。

## 2 不当介入の内容

暴排条例第12条第1項に規定する不当介入については、具体的に次のような行為をいう。

- （1）作業員の安全管理、資材の保管状況、警備員の交通規制等の現場管理上の問題に起因した言いがかり
- （2）迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等、名目の如何を問わず、不当な金銭の支払いを要求する行為
- （3）労働者の雇用、下請工事の参入、特定資材の納入受入れ、物品の購入及び自動販売機の設置等を不当に要求する行為
- （4）不当な手段又は方法による面談を要求する行為

## 3 不当介入の報告

発注者は、次に掲げる者（以下「暴力団員及び暴力団密接関係者等」という。）から不当介入を受けたときは、受注者等が速やかに府に報告するよう指導しなければならない。

- （1）暴力団員及び暴力団密接関係者
- （2）社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロその他の暴力的な要求又は法的な責任を超えた不当な要求を行う集団又は個人（前号に掲げる者を除く。）

なお、暴力団員及び暴力団密接関係者等であるかが不明な場合や要求の内容の一部に正当な部分があるなど、不当介入に当たるのかどうか判断に迷うものにあつては、発注者は積極的に大阪府総務部契約局に相談するものとする。

## 4 報告の方法（別紙1「不当介入対応フローチャート」参照）

- ① 受注者等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）別記様式第2号「不当介入報告書」（以下「報告書」という。）により、発注者及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者（以下「対策担当者」という。）に報告するものとする。ただし、暇がなく口頭による連絡を行った場合は、後日、報告書を各々提出するものとする。
- ② 報告を受けた発注者は、直ちに受注者等及び管轄警察署の対策担当者と連携し、必要に応じて現場に行き事実確認するなど、速やかに対応を図るものとする。また発注者は、受注者等に対し不当介入事案に対する措置結果についても、報告書により、発注者及び管轄警察署の対策担当者に報告するよう指導するとともに、その顛末を契約局に報告するものとする。
- ③ 報告を受けた契約局は、大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室と連携して、不当介入に対する対応策などを指導するものとする。

## 5 特記仕様書等への記載

発注者は、不当介入があった場合の受注者等から発注者及び管轄警察署への報告について、別紙2「特記仕様書等の記載例」を参考に、仕様書等に記載し、受注者等に対し当該報告を徹底するよう指導しなければならない。

## 6 関係機関等の緊密な連携確保

発注者は、契約局及び管轄警察署との連携を図り、公共工事等への暴力団員及び暴力団密接関係者等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 従前の不当介入対応マニュアルは、廃止する。

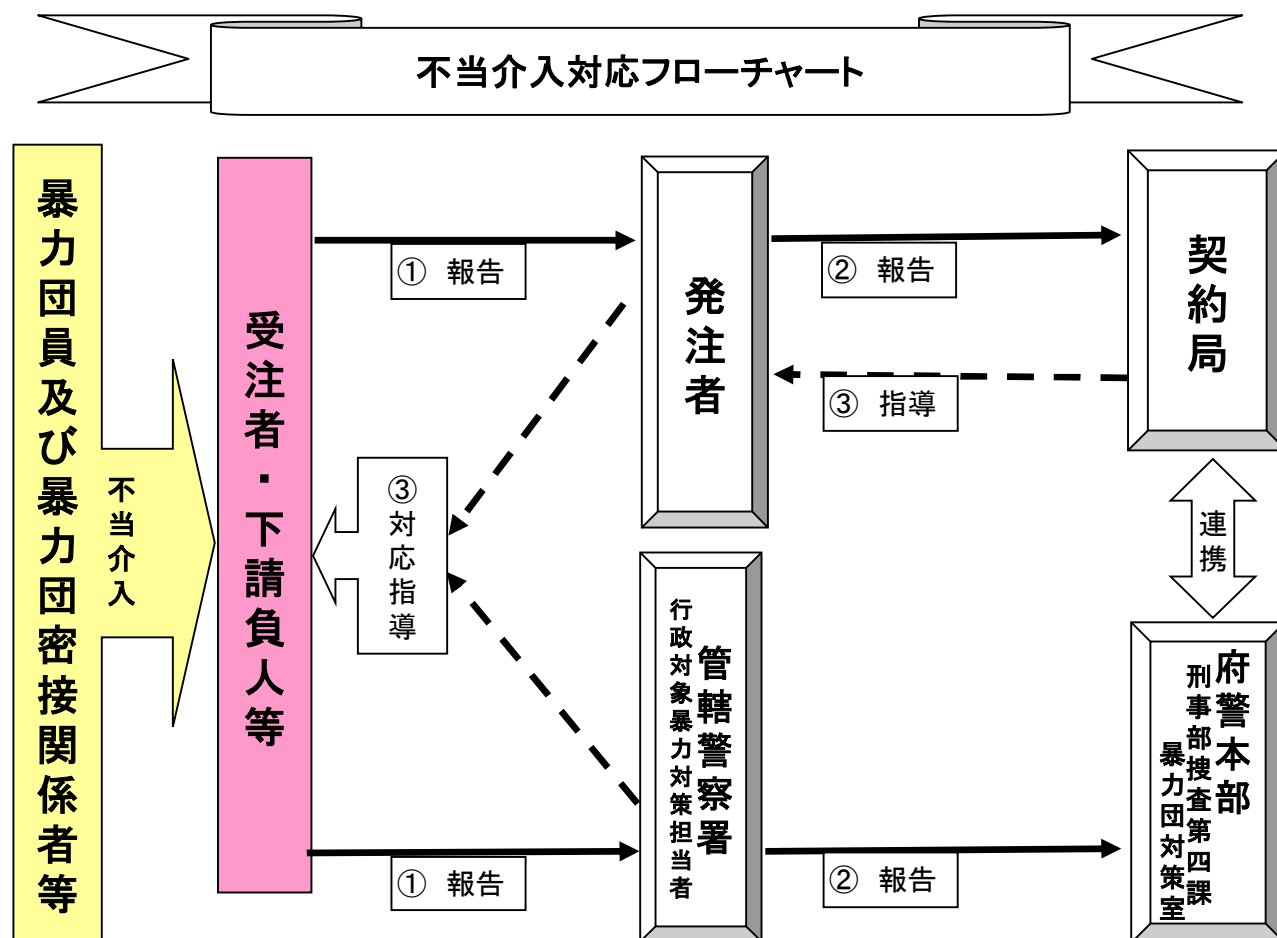
附 則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別紙1



別紙2

【特記仕様書等の記載例】

(不当介入に対する報告等)  
 第○条 乙は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、甲及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

2 報告は、不当介入報告書により、速やかに、甲及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭による報告とすることとする。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。

3 報告は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

4 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）に基づき公表及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を措置することがある。